

平成 30 年度 保育士養成研究所 第 2 回研修会

基 調 講 演

「新保育士養成課程における養護と教育の一体性」

網野 武博（元東京家政大学教授）

基調講演

目 次

はじめに

I 養護と教育の一体性	1
1 “養護と教育の一体性”が明示された経緯	1
(1) 学校教育法、児童福祉法の制定・公布時	1
(2) 保育所保育指針に基づく“養護と教育の一体性”のとらえ方	2
① “養護と教育の一体性”の第一の趣旨	2
② “養護と教育の一体性”の第二の趣旨	2
③ “養護と教育の一体性”と“教育と保育の一体性”	3
2 新指針に基づく「養護と教育の一体性」に関する意義とその内容	3
(1) 告示及び解説	3
(2) 保育士養成課程における「養護」・「養護と教育の一体性」の重要性	4
II 養護と教育を一体的に展開する保育	4
1 子ども主体の保育と教育	4
2 0～2歳児の教育の視点とその実践	5
(1) 養護と教育の一体性の第二の趣旨に沿う教育	5
① 基本的な生活習慣の場	5
② 不適切な養護と教育の例	6
(2) 子どもを中心におく“育ち”の援助	7
3 3歳以上児の教育の視点とその実践	8
(1) 養護と教育の一体性の第二の趣旨に沿う教育	8
(2) 養護と教育の一体性の第一の趣旨に沿う教育	8
① 養護と教育の一体性と教育と養護の一体性	8
② 教育が意味する内容、保育が意味する内容	9
III 幼保二元性、幼保一元性、幼保一体性からみた“養護と教育の一体性”	9
1 保育・幼児教育制度の動向	9
2 日本の動向	11
(1) 幼保一体性の潮流	11
(2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の行方	11
IV 今後の課題と展望	12
1 “養護と教育の一体性”の今日的意義	12
2 保育者養成と保育教諭に関する教育	13
3 養護と教育の一体的展開と子どもの最善の利益を考慮する保育	13

「新保育士養成課程における養護と教育の一体性」

元東京家政大学教授
前全国保育士養成協議会常務理事
網野 武博

はじめに

第二次世界大戦を終えた20世紀半ば以降、徐々に early child education and care 等の用語が用いられ、近年は integration of early child education and care とか integration of early child care/systems within education 等々の用語も多く用いられるようになってきている。日本でも、“養護”と“教育”を対概念で用いられ、その統合化、一元化が論議されたりしてきた状況が非常に長くみられた。

一方、“養護と教育の一体性”という日本語の表現は、保育所保育指針では最初の指針以来、用いられている。2006年のいわゆる認定こども園法の公布、施行以来、幼保一体化という言葉も頻繁に用いられるようになった。近年、幼保連携型認定こども園が子ども・子育て支援システムの一環として制度的に定着してきているが、認定こども園法が定義する幼保連携型認定こども園は、“教育と保育の一体性”という趣旨(第2条第7項)を明瞭に示している。これにより、幼保一体性の意義はさらに強調されるようになった。

この度の保育所保育指針の改定では、あらためて“養護と教育の一体性”が非常に重要なキーワードとして浮き彫りになった。とくに、この言葉は保育士養成全体を通じたいわばコアカリキュラム的な性格を持つに至っており、保育士養成にかかわるすべての教員がその意義や内容を理解する必要性が高いものとなってきている。その趣旨や内容について養成課程において何を伝え、どのように伝えていくかが新たな課題ともなっていると考える。

以下に、私の見解も含みつつこのテーマについて述べていきたい。

I 養護と教育の一体性

1 “養護と教育の一体性”が明示された経緯

(1) 学校教育法、児童福祉法の制定・公布時

養護と教育の一体性という言葉の普及と定着は、1965年新たに保育所保育指針が施行された段階で、保育指針の重要なキーワードとして位置付けられたことに始まる。尤も、理念としては、1947年の新生日本を見据えた学校教育法、児童福祉法の制定・公布時からその意義は含まれていた。児童福祉法は、保育所に入所する子どもを必ずしも「保育に欠ける」乳児及び幼児と、定めていなかった。また幼稚園においても、1948年に文部省が作成した幼稚園の「保育要領：幼児教育の手引き」の前書きの文章は、当時の教育・保育専門家の総意を結集したような熱意が込められているが、その前書きの最後は、以下のように締めくくられている。

『幼児のことに關心を持っている教師や保母や母親たちが、心から幼児に対する深い愛情に燃え、幼児のために天国のように温かく楽しい環境をととのえようとする熱意に満たされていることが、いっさいの根本であることはいままでもない。あなた方の清らかな愛情からわき出た献身が、将来の明るい日本のいしずえを築くのである。』

また、この要綱を作成するに当たって文部省が示した保育要領試案では、上記の理念に深く関わる叙述があり、とくに幼稚園のみならず保育所、託児所等においても 幼児に対する「教育的な世話」が絶対に必要であることを述べているくんだり、我が国における教育・保育における“養護と教育の一体性”、さらには幼保一元性をも彷彿とさせるものがあった。

(2) 保育所保育指針に基づく“養護と教育の一体性”のとらえ方

① “養護と教育の一体性”の第一の趣旨

制度発足当初、必ずしも幼保二元性が明瞭でなかった3歳以上の幼児の「教育」と「保育」は、その後次第に幼保二元性の歴史を確実に刻む経緯をたどった。早くも1951年の児童福祉法改正によって、保育所は「保育に欠ける」乳児及び幼児を保育する児童福祉施設としての役割を鮮明にし、学校教育を担う幼稚園の役割との線引きが意識化されるようになった。そして、1963年に文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長連名通知「幼稚園と保育所との関係について」が示されたことによって、制度上の幼保二元性が確たるものとなった。しかし、幼保が分離していても保育所における3歳以上児の「保育」においては、その幼稚園教育要領に準ずる「教育」を含むこととされた。しかも、3歳未満児にはその「教育」という概念は適用されないという念押しまでなされていた。

この、学校教育つまり幼稚園教育要領に準じた教育がなされることが了解事項の一つとなったことが、“養護と教育の一体性”が、明瞭な言葉として明示されるきっかけとなった。1963年の連名通知後の翌年に幼稚園教育要領が改訂施行され、1965年新たに保育所保育指針が施行された際に、『養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所の基本的性格がある。』という文言が記された。

したがって、“養護と教育の一体性”の第一の趣旨は、3歳以上児の保育に学校教育に準ずる教育が明瞭に含まれることとなり、幼保二元性の下では、保育という言葉には包含されることのなかった対概念としての「教育」が含まれたことへの、保育所の新たな課題への対応として、概念化されたことである。それは、幼保二元性の下での幼児教育という狭義の教育との一体性への試みであったといえよう。

② “養護と教育の一体性”の第二の趣旨

その後の指針改訂・改定の経緯を簡潔に述べたい。当時の幼稚園教育要領は6領域（「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画・制作」「音楽・リズム」）で構成され、当時は小学校の科目編成に対応し、且つ幼児期の発達課題を重視した内容であった。保育所保育指針もこの内容で定められていた。その後、幼稚園教育要領が改訂される度に、保育所保育指針も改訂された。1990年の改訂では養護は“生命の保持と情緒の安定”であると明示され、“養護と教育の一体性”における養護の具体的な視座が明瞭になった。また幼稚園教育要領の改訂に基づき、3歳以上の幼児の学校教育に準ずる部分については、現行の5領域の内容が示された。私は、5領域化は、小学校以降のカリキュラムに基づくことよりも、幼児教育本来の姿を再確認するプロセスであったと受け止めている。保育所における保育の観点からも、“養護と教育の一体性”の具体的展開がより進みやすくなったと考えている。また、発達課題という視点から発達過程という視点への移行もみられ、それは保育者主体から乳幼児主体の視点も重視されるようになった。これらの方向性は、“養護と教育の一体性”の第一の趣旨からみたとき、実践上保育所における教育は、3歳未満児をも含む広義の教育との一体性への潮流であったとも言える。

2000年に施行された第3次改訂では、子どもの最善の利益を考慮する保育が重視され、ひとり一人の子どもを重視する教育、保育の方向性が示された。そして2008年の改定告示では、「保育」を構成する「養護」と「教育」についてさらに詳細に定義された。つまり、「養護」とは“子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり”であり、「教育」とは“子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助”であるとした。このことにより、すべての乳幼児への「教育」の視座も明確にした保育の実践に一層高い関心が向けられるようになった。したがって、“養護と教育の一体性”の第二の趣旨は、対概念としての「教育」を超えた0歳以上のすべての乳幼児を対象とする広義の「教育」との一体性への歩みと言える。

③ “養護と教育の一体性”と“教育と保育の一体性”

そして、この度の改定告示では、保育所も幼稚園、幼保連携型認定こども園と同様の幼児教育施設として位置づけられるなど、制度的には、3歳児以上の養護と教育のうち、教育に占める就学前教育のウェイトは極めて高くなり、また0～2歳児の「教育」に関しても、5領域を踏まえた記述が含まれたことは、「学校教育」的観点の導入の適否の論議も呼び起こし、この点での論議も盛んになされている状況にある。それは、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領とともに保育所保育指針が幼児教育を行う施設として共有すべき内容を含むこととなった状況の反映であり、むしろ“養護と教育の一体性”の観点よりも“教育と保育の一体性”の観点で理解し、実践する必要がある。

第二の趣旨の“養護と教育の一体性”の趣旨に沿ってそれを一体的に展開する場合の「教育」とは何であろうか。まず、狭義の趣旨とされた3歳以上児の教育自体にも、小学校以降の義務教育とは全く異なる幼児教育の特徴がある。1947年の新生日本への歩みの中で尊重されてきた「教育的な世話」は、まさしくその特徴の一つである。

生活の場である保育所における営みは、学校教育の場である幼稚園における営み以上に養護の真髓がかかわっていることに一つの特徴がある。たとえば、1965年の指針で明記された3歳以上児の「教育」の推移を例にあげると、当初から全国的に幼稚園教育要領に準ずる教育は、時には幼稚園以上にこの内容に沿った保育をすすめようとする保育所がみられるようになった。その動向は、保育士資格と幼稚園免許状を共有する保育者の増加によって、さらに「教育」の質ともかかわるようになり、実質上保育所と幼稚園の違いは、教育課程に即した形態(たとえば午前中の課業)が明確ではないことと、保育所の職員配置基準に幼稚園教諭が含まれていない状況であると受け止めてもよい状況も散見されるようになった。

2 新指針に基づく「養護と教育の一体性」に関する意義とその内容

以上のことを踏まえ、2017年に告示、2018年に施行された新指針が定めている告示内容及びその解説書を通して、養護と教育を一体的に展開する保育の意義と内容についてふれたい。

(1) 告示及び解説

指針では、以下のところで「養護と教育を一体的に行う」「養護と教育が一体となって展開される」という趣旨が明記されている。

- ① 第1章総則－1 保育所保育に関する基本原則－(1) 保育所の役割－イ
- ② 第1章 ヲ－2 養護に関する基本的事項－(1) 養護の理念
- ③ 第2章 保育の内容－前文「養護」と「教育」の定義及び留意点
- ④ 第2章 ヲ－1 乳児保育に関するねらい及び内容－(1) 基本的事項－ウ
- ⑤ 第2章 ヲ－2 1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容－(1) 基本的事項－ウ
- ⑥ 第2章 ヲ－3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容－(1) 基本的事項－ウ

告示本文をさらに詳細に説明する解説書では、とくに上記①に関する解説の中でその意味と意図が記述されているが、以下に引用するその内容は、保育士養成にあたってコアカリキュラム的に位置づけられた“養護と教育の一体性”について、関連するすべての科目とシラバスそしてその内容の基盤となる最も重要な意義を持っていると私は考えている。なお、この内容は、2008(平成20)年に告示、2009(平成21)年に施行された旧指針の解説をさらに修正加筆されたものであり、その後の状況の変化も踏まえたものとなっている。

『養護と教育を一体的に展開するという意味は、保育士等が子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように丁寧に援助することを指す。子どもが、自分の存在を受け止めてもらえる保育士等や友達との安定した関係の中で、自ら環境に関わり、興味や関心を広げ、様々な活動や遊びにおいて心を動か

される豊かな体験を重ねることを通して、資質・能力は育まれていく。

乳幼児期の発達の特性を踏まえて養護と教育が一体的に展開され、保育の内容が豊かに繰り広げられていくためには、子どもの傍らに在る保育士等が子どもの心を受け止め、応答的なやり取りを重ねながら、子どもの育ちを見通し援助していくことが大切である。このような保育士等の援助や関わりにより、子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼を拠りどころとして、心の土台となる個性豊かな自我を形成していく。

このように、保育士等は、養護と教育を切り離せるものではないことを踏まえた上で、自らの保育をよりの確に把握する視点を持つことが必要である。乳幼児期の発達の特性から、保育所保育がその教育的機能を発揮する上で、養護を欠かすことはできない。すなわち、養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育全体にとって重要なものである。この位置付けを明確にするため、第1章の2において、養護の基本原則を示した上で、第2章において、養護と教育が一体となって展開されることを示している。育士等がその専門性を発揮し、自らの保育を振り返り評価する上でも、また、新たな計画を立てる上でも、養護と教育の視点を明確に持つことは非常に重要である。』

(2) 保育士養成課程における「養護」・「養護と教育の一体性」の重要性

全国保育士養成協議会及び保育士養成校では、来年度から施行される新たな保育士養成課程の実施に向けて積極的な対応と準備がすすんでいる。なかでも、保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の見直しについて」の報告書では、重要な見直しの観点となっている(iii)「「養護」の視点を踏まえた実践力の向上」のA「「養護」及び「養護と教育の一体性」全般に関する内容の充実」のところで、《留意すべき事項》として、『各指定保育士養成施設においては、保育の活動全体を通じた「養護」の視点、「養護と教育」の一体的展開の重要性は、関連する個々の教科目のみならず、養成課程を構成する教科目全体を通じて教授すべきことについて、各教員の理解を促進することが必要である。』と明記している。「養護と教育」あるいは「養護と教育の一体性」という科目はないが、しかし、すべての教員、すべての科目が、「養護」及び「養護と教育の一体性」の意義を十分に踏まえてその内容を視野におさめつつ教育する必要があるという程に重要な意義を持っているということを明示するものである。いわば、コアカリキュラム的な視点が必要である。その重要性は、保育実践において、保育士養成課程において、子どもの最善の利益を考慮する保育の意義をすべての教員、すべての科目で共有することの重要性に匹敵するものであると考える。このうち、子どもの最善の利益を考慮する保育の意義については、本講演のIV今後の課題と展望の最後のところでふれたい。

具体的には、指針の第1章－1保育所保育に関する基本原則、そして養護に関する基本事項の内容は、完全に把握しておきたい。また、上述の解説書からの引用部分は、確実に理解し、共有しておきたい内容である。

第2章保育の内容、第3章健康及び安全については、解説書の内容も含め、それぞれに担当する科目に沿って理解し把握しておきたい。保育、心理、保健、健康と安全、栄養の分野は言うまでもなく、子ども家庭支援、社会的養護、保育内容の理解と方法(保育の表現技術)等の 保育士養成に不可欠な分野とも共通に理解を深め、授業に反映させていくことが望ましいと考えている。

II 養護と教育を一体的に展開する保育

1 子ども主体の保育と教育

それでは、「養護」、「養護と教育の一体性」の視点を重視する保育をどのように理解し、確認し、実践することが大切なのだろうか。最初にふれた、1948年に文部省が作成した幼稚園の「保育要領：幼児教育の手引き」の前書きの文章、そしてそれに沿って文部省が示した保育要領試案で記されていた幼稚園のみならず保育所、託児所等においても幼児に対する「教育的な世話」が絶対に必要であるという趣旨に立ち戻って確かめていきたい。その趣旨と、上述の新指針の解説書の文中に記されている『乳幼

児期の発達特性から、保育所保育がその教育的機能を発揮する上で、養護を欠かすことはできない。』という趣旨とが、重なっている。

そこで、「保育要領：幼児教育の手引き」作成の主要なメンバーであった倉橋惣三先生の言葉、を引用したい。

『自ら育つものを育てようとする心、それが育ての心である。世にこんな楽しい心があるか。それは明るい世界である。温かい世界である。育つものと育てるものとが、互いの結びつきに於て相楽しんでる心である。』

育ての心。そこには何の強要もない。無理もない。育つものの偉きな力を信頼し、敬重して、その発達に導いて発達を遂げしめようとする。役目でもなく、義務でもなく、誰の心にも動く真情である。』（以上、「育ての心 上」）

『人間は一人として迎えられ、一人として遇せられるべき、当然の尊厳を持っている。ただに人間ばかりでなく、宇宙の一物といえども、もの皆個体の存在をもっているのであるが、人間において、特にその尊厳をもつ。』

『すべての人間は、その個性を尊重せられる権利をもつと共に、先ずその前に、一人として迎えられべき尊厳を持っている。この意味において、一人を一人として迎えないことは、人間の尊厳をおかすことである。一人の一人たることを忘れるのは、人間に対する最根本の無礼である。』

『一人の一人たることを忘れるのは、人間に対する、すべての誤りの出発点である。一人の一人たることを無視するのは、人間に対するあらゆる罪の基である。幼きが故に、一人の尊厳に、一毫のかかわりもない』（以上、「幼稚園雑草」上・下）

また、倉橋先生がデューイ・J の教育思想とも共鳴した以下の内容とも重なっている。

『今やわれわれの教育に到来しつつある変革は、重力の中心の移動である。それはコペルニクスによって天体の中心が地球から太陽に移されたときと同様の変革であり、革命である。このたびは、子どもが太陽となり、その周囲を教育の諸々のいとなみが回転する。子どもが中心であり、この中心のまわりに諸々のいとなみが組織される。』（以上、『学校と社会』）

教育における子ども主体の理念、Children First の理念は、今でも幼児教育の中で息づいている。集団を基礎とする幼児教育にあっても、子どもを尊び、一人ひとりの子どもを主体的に捉え、子どもを中心に置く教育の意義は深い。保育者主体、教育者主体の「教育」は、教育の合理性、系統性を重視し、教員が重視する“適切な”環境を提供することに意を配りがちである。しかし、子ども主体の「教育」は、子どもの命を尊び、子どもの情緒の安定と重なりあっている。子どもの生活と遊びを通じた成長や発達を支援し、子どもにとって最も“適切な”環境を提供することに意を配ることを重視する。

2 0～2歳児の教育の視点とその実践

（1）養護と教育の一体性の第二の趣旨に沿う教育

① 基本的な生活習慣の場

集団を基礎とすることよりも、より個別的な「教育的な世話」を必要とする0～2歳児の「教育」においては、子どもを尊び、子どもの思いや願いを受けとめ、養護的、教育的ニーズに寄り添う営みは、その一体的な展開の典型である。しかし、それは学校教育以外の教育的側面を持つ。

教育の重要な理念と目的として、しばしば“人格の形成”があげられる。教育基本法第1条に記されている教育の目標は、“人格の完成”である。ヒトとして誕生し、人間として育つ出発点にある乳幼児期とりわけ0～2歳の時期は、人格形成の基礎を築く時期として人間教育、家庭教育、地域教育、社会教育の環境、つまり教育的保育環境に包み込まれている。命を守られ、情緒が安定する環境が配慮される中では、とりわけ人間教育あるいは人間性教育の質が深く影響を及ぼす時期である。

この時期の「養護」つまり、生命の保持と情緒の安定に深く関わる営みが、「教育」

つまり、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助にどのように重なり、一体的に人格形成の基礎を築く「教育的世話」として機能していくのだろうか。排泄、睡眠、着脱等々の基本的生活の場や生活習慣の習得の場は、その典型であり、保育士の関わり方、表情、言語コミュニケーション等々を通して展開されている。0歳から1歳にかけての排泄や排便の自立、身辺処理の自立や、また食にかかわる養護、教育とくに食育に関する記述や事例はこれまでも比較的多く取り上げられている。

食に関しては、食育という言葉に見られるように、不離一体の養護と教育の展開が可能な宝庫といえる。私は、0歳から1歳にかけて、包丁に興味を示す子ども達に対し、大人は包丁にふれさせないことが“適切な”環境であるという考えよりも、子どもにとって“適当な”環境を配慮して提供することが、まさに養護と教育が一体的に展開される姿でもあると考えている(事例:「ここに「最善の利益のすべてがある:体験型の食育キッズキッチン」「保育ナビ」2016年1月号P10~11)。

② 不適切な養護と教育の例

そこで、大人から見て“適切”と考えられた環境が、子どもにとっては“不适当”であると考えられた例をあげてみたい。最初の保育所保育指針の中で記述されていた内容で、むしろその「教育的世話」の方法、内容が適切ではなかったとされ、1990年の指針改訂の時点で削除された内容である。

私は、子どもの最善の利益を考慮する保育を以下の4段階で考えてきた。

- ◎ 第1段階：子どもの命や健康、成長・発達が脅かされないように考慮する
- ◎ 第2段階：子どもへの差別、偏見、蔑視がなされないように考慮する
- ◎ 第3段階：子どものニーズ、思い、願いを無視、軽視することのないように考慮する
- ◎ 第4段階：子どもの意見を確かめるように考慮する

そのうちの第2段階での望ましくない例として示したものが、下記の図である。



(出典：網野武博 2015「Children First」(岩田 力・大澤 力編著「子ども学総論—子どもに生きる・子どもと創る!—」第1章第2節 P20~22) 日本小児医事出版社)

保育所保育指針は、1990年に改訂施行されるまで長年にわたって生後6か月から1歳3か月までの園児の保育内容として、以下のように記述されていた。

『-----他の子どもの排泄する姿などを見ることによって便器での排泄への興味を持つようにする。』発達課題を重視した保育内容の典型である。

この図は、保育者が気づかぬうちに子どもを蔑視し、人格を辱めている可能性を示

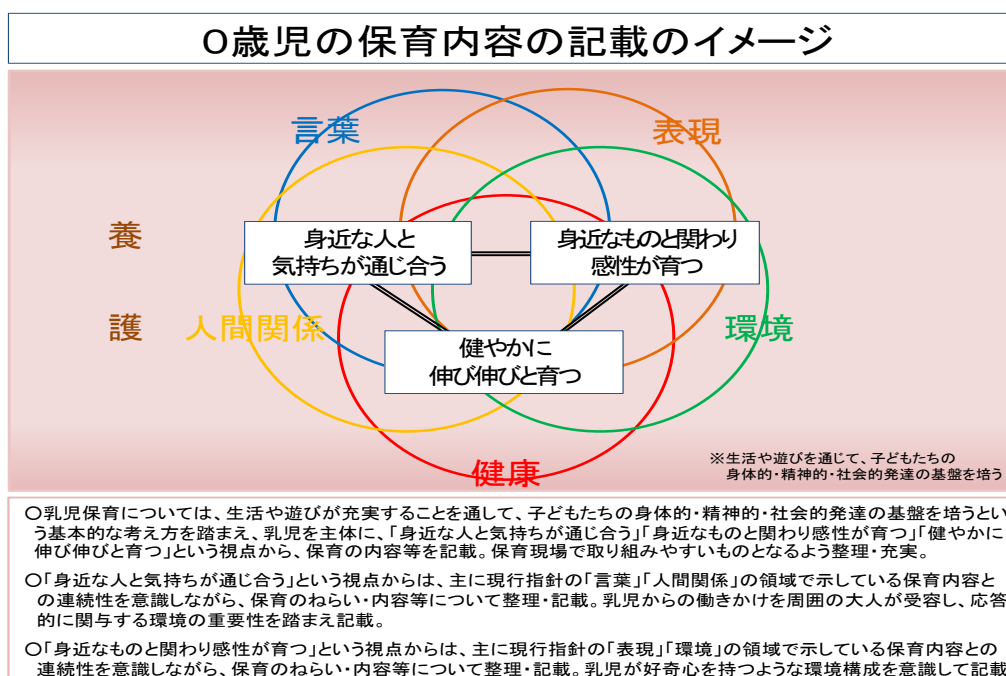
唆している。保育者の思うとおりになかなか排泄の自立がすすまない子どもに対し、同じクラスの同月齢の子どもがおまるで排泄する姿をみせ、『ほらよーく見てごらん。上手よねえ。あなたは どうしてできないのかなあ。』と語っている雰囲気伝わってくる。この状況は、「こんな小さな子どもだもの、恥ずかしいなどというような思いはまだまだ身についているわけではない」というような認識不足、誤解・偏見のもとで、排泄する姿を見られている園児、その姿を見せつけられている園児を蔑視し、人格を辱めていることへの省察を促す。子どもはおおむね1歳過ぎ頃には、恥じらいの心情などを身につけ、人格を辱められることに相当に敏感になり得るのである。

保育士が、指針に示されている各年齢段階での発達の過程を発達課題として受け止めると、この段階で排泄便の自立が遅れていることを重視し、保育者にとって”適切な”環境を考慮して提供しようとし、このような養護、教育が重視される。保育者の人間観、子ども観の中に、子どもなのだから、全くあの子は----だから、子どものくせに等々の先入観、固定観念はないか、とくに人格を辱めるような言動をしていないか、などの深い省察が重視される。子どもにとって”適当”な環境を考慮して提供しようとする子ども主体の養護、教育においては、これを反面教師として、子どもの排泄便の自立という発達援助への取り組み、そして保護者支援をも視野に入れた取り組みが必要な例である。

(2) 子どもを中心におく“育ち”の援助

0～2歳の時期のいわゆる学校外教育は、やがてひとり一人の個性や能力が相応しく発達していく養護、教育の環境としてきわめて重要であることには、およそ異論はないであろう。その際、子どもを保育しよう、教育しよう、育てようという“育て”の意識に強くとらわれていると、子どもの持つ豊かな生命エネルギー、生きる意欲に支えられて“育っている”こと、つまり“育ち”への感受性を鈍らせるおそれがある。

新指針の検討にあたって、初めて乳児保育における養護と教育の一体的展開の内容として下記及び下図が示された。この段階における養護的な発達援助と関わりそして教育的な発達の援助との一体的な展開を示す、以下の内容については既に相当周知されてきている。



ここで私が重視したいことは、「育つ」「通じ合う」という子ども主体の視点から育んでいくという意義についてである。

「身近な人と気持ちが通じ合う」→（言葉・人間関係）

養護 「身近なものに関わり感性が育つ」→（表現・環境） **教育**

「健やかに伸び伸びと育つ」→（健康）

このような基礎的な視点は、0～2歳児の保育における養護と教育の一体性に深く影響を及ぼす。明確な自我の自覚と他者と自己との関わりの認識を伴う段階では、子どもの思いや願い、意見のサインは非常に複雑になってくる。たとえば、特徴的にみられる「いやア!」「いやだア!」という言動は、自我形成の途上の典型的な姿であり、それをわがままや反抗として受けとめるのか、自己主張として受けとめるのかによって、発達の援助の質に様々な影響を及ぼすであろう。また、子ども同士の“いさかい”は、お互いの思いや願い、意見表明の姿であり、それを“けんか”として受けとめ介入するか、それぞれの思いに寄り添いつつ関与するのかによって、その後の子ども達の発達に大きな影響を及ぼす。

ここで、短時間であるが、ビデオを通してその実際例を紹介したい。私が深く関わっていた東京家政大学ナースリールームでは、2歳児グループの子どもたちの遊びをめぐる両者の思いの非常に激しいぶつかりあい・トラブルを、保育者は全く“けんか”として受けとめることなく、それぞれの子どもの思いや願いにしっかりと寄り添い、代弁し、双方の子どもたちが思いを共有し合う方向に自然に導かれていく例がみられた。その場合、子どもの安心・安全で情緒の安定を図る環境に心を配り、とくに危険な行為に至らぬよう万全な注意を払っていた。まさに、養護と教育が一体的に展開される典型的な状況である。（ビデオライブラリー 2012「考える力・意欲・関わり合いの育つ保育 第2巻中の“トラブル” 新宿スタジオ）。

養護と教育の一体的展開に関する実践研究、実践例は次第に増加しており、その場合のノウハウ(how)についての学びも重要であるが、そこには、なぜ(why)それが大切なのか?何を(what)大切にすることが重要なのか?を確実に理解し認識した上で、どのように(how)それを行うのか、という実践を深めることが、重要であると考える。

3 3歳以上児の教育の視点とその実践

(1) 養護と教育の一体性の第二の趣旨に沿う教育

3歳以上児の保育にあたっては、指針の第2章に示されているように、個の充実と集団としての活動の充実をともに図ることが重要な視点とされる。

3歳以上児の“養護と教育の一体性”に関しても、これまで述べてきた第二の趣旨に沿う内容に関しては、全く同様のものと言える。しかし、様々な自立や理解・判断力がすすみ、「生命の保持及び情緒の安定への援助や関わり」の度合いは確かに減少してくる。養護性は、よりひとり一人の子どもに即して援助や関わりがなされる面が強まる。教育の展開では、「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための成長・発達の援助」として個別に重視される面が重要であるとともに、集団としての活動の充実が非常に考慮されてくる。

第二の趣旨に沿う「教育」については、年齢を問わずすべての乳幼児に共通した視点、つまり子どもの“育ち”を尊び、子どもに“適当な”環境を整える営みは、共通の理念、方針として求められる。個の充実と集団の充実とを対峙させ、集団を重視する教育にウェイトを置くと、教育の合理性、系統性を重視し、教員が重視する“適切な”環境を提供する方向に傾く。保育所における保育は、これまでにふれてきた広く深い教育的観点から営まれる土壌や可能性を強く持している。

私は、4、5歳児の運動会で、リレーのグループ内でひとりの子どもをめぐる子ども達のさまざまな思いや願いに寄り添い、子ども達が充実することのできる“適当な”環境を配慮した例を紹介したことがある。(事例:「そうちゃんの代わり」「保育ナビ」2016年1月号P12～13)。幼児教育施設の場に限らず、あらゆる保育の場において、子どもの“育ち”を尊び、子どもに“適当な”環境を整える営みが、ひとり一人の子どもの充実と集団の充実をもたらすことは、非常に重要なことであると考える。

(2) 養護と教育の一体性の第一の趣旨に沿う教育

① 養護と教育の一体性と教育と保育の一体性

本来は、“養護と教育の一体性”の趣旨として最初に登場した第一の趣旨つまり幼児教育という狭義の教育との一体性という視点は、1960年代に幼保二元性が明確化

した制度の下で、3歳以上児の「保育」に対概念としての「学校教育に準ずる教育」が含まれることによって生じたものであり、その後指針の改訂・改定の度に、とくに21世紀の改訂施行以後、第一の趣旨に関する意義の確認や、そのことへの関心は次第に減少してきたと思われる。保育所における“養護と教育の一体性”という趣旨は、0歳から就学前までに至るすべての乳幼児の保育における一体性という方向は近年とくに顕著になっている。

一方で、3歳以上児の教育に関する近年の動向は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領そして保育所保育指針に大きな変化を伴う潮流をもたらしている。それは、幼稚園、幼保連携型認定こども園とともに保育所が幼児教育を行う施設として共有すべき内容を含むこととなった状況の反映である。そこには、むしろ“養護と教育の一体性”の観点よりも“教育と保育の一体性”の観点が色濃く表れている。その背景にあるのが、2006年のいわゆる認定こども園法の指向によって、保育所の機能と幼稚園の機能を拡大し、融合化して創設された幼保連携型認定こども園の存在がある。さらにこの度の子ども・子育て支援新制度に基づき、施設型給付の一環として位置づけられた幼保連携型認定こども園は、教育基本法に基づく学校であり、教育(幼児教育)と保育(養護と教育)を一体的に展開する施設として位置づけられている。その教育・保育要領は、とくに「教育」という用語を通じて幼稚園、保育所と共有する機能を明示することとなった。これが、“教育と保育の一体性”でいう「教育」である。

② 教育が意味する内容、保育が意味する内容

しかし、制度上きわめて複雑なのは、保育所は児童福祉法、教育基本法、学校教育法、いわゆる認定こども園法、子ども・子育て支援法のいずれにも幼児教育を行う根拠が明記されておらず、しかも保育の機能として用いられる「教育」については、制度上「学校教育以外の教育」とされ、従来の“養護と教育の一体性”に関する第一の趣旨は、制度上全く含まれなくなった。ところが、指針では幼稚園、幼保連携型認定こども園とともに共通に「幼児教育を行う施設」として明記された。大臣告示として示される指針は、広く言えば制度としての性格を持つ。制度上のみでみると、理解が困難な部分がある。

このような制度上の大きな変化にもかかわらず、指針改訂後も実践上はこのことによる困難性は明瞭にみられず、むしろ、実践的には準学校教育(第一の趣旨)は強化され、養護における学校外教育(第二の趣旨)の意義も益々高まっている状況にあるといえる。

一方、3歳以上児の「教育」に関する国内外の制度やその実践には、大きな変化がみられる。20世紀末から21世紀にかけての乳幼児期の保育、教育への国内外の関心は、乳幼児期の養護と教育(care & education)の統合に高く向けられるようになった。その動向とこの度の制度上の変化は無関係ではないと考える。具体的には、日本における幼保二元性からの幼保一体化、幼保一元化への視座がもたらしめている制度上の一つの過渡期として受け止める必要がある。この点は、今後の日本の乳幼児期の保育、教育のあり方に深くかかわるので、Ⅲでふれることとしたい。

Ⅲ 幼保二元性、幼保一元性、幼保一体性からみた“養護と教育の一体性”

1 保育・幼児教育制度の動向

これまで長きにわたって国際的に頻繁に用いられてきた early education & care(幼児教育と保育=幼保)の意味は、保育と教育の二つの機能をどのように関連させるかによって、異なるものがあつた。これを、幼保一元性、幼保二元性、幼保一体性という言葉でみていきたい。私は制度上の幼保一元性、幼保二元性、そして幼保一体性とは何を意味するのかを以下のように定義してきた。

◎ 幼保一元性：乳幼児期の保育に関する「法令」「行政所管」「保育施設」「基準・指針」「保育専門職」「保育内容・カリキュラム」「保育料」に関する7項目の体

系が一部ないし全てが統合化されていること

◎ 幼保二元性：乳幼児期の保育に関する上記の7項目が二つの異なる体系に分離していること

◎ 幼保一体性：乳幼児期の保育に関する異なる体系の一部が機能的に拡大され、融合化されていること

国際的には、一元性(統合 integration)、二元性(分離 separation)で概ね大別することが可能であるが、このうち、幼保一体性(融合 incorporation)という言葉は、幼保連携型認定こども園のように、幼保二元性を前提とした拡大・融合化であり、日本の制度の特徴として用いている。

私は、1970年代後半頃から長年にわたり、諸外国の保育制度について比較研究をすすめてきたひとりである。近年までその研究をすすめていた過程で強く認識していたことは、日本では深く定着してきた幼保二元性は、決して世界で広く普及しているものではないということであった。その推移をまとめたものが図4である。

ここでいう「所管分離・対象区分型」及び「所管分離・年齢区分型」が幼保二元性を採る制度であり、「所管分離・対象区分型」は、教育省が担当する教育制度と保健福祉省が担当する保育制度に分離しており、歴史的には英国及び旧英国の植民地国そして日本などのアジア諸国に多くみられた。

「所管分離・年齢区分型」は、2歳頃までは保健福祉省が担当し、3歳以降は教育省が担当するものであり、比較的ラテン諸国に多くみられた。しかし、この型は見方を変えると、所管分離という幼保二元性とも受け止めることができる一方で、年齢別に所管が統合されている「所管統合・年齢区分型」の幼保一元性とも受け止めることができる。幼保一元性の典型は、「所管統合・保健福祉省担当型」と「所管統合・教育省担当型」である。前者は、0歳の段階から就学前まで保健福祉省が所管する型であり、古くから主として北欧の国々に多くみられてきた。後者は、0歳の段階から就学前まで教育省が所管する型であり、古くからソ連や東欧諸国の社会主義国に多くみられてきた。単一所管型は、教育省、保健福祉省以外の省庁が統合して所管する型であり、これまでも短期間採用された国はあるが、きわめて稀である。

図4 主要国の5種型別推移

(網野ほか2010 P3)

	1970年代	1990年代	2009年
所管分離・対象区分型	日本・英国	日本	日本
所管分離・年齢区分型 所管統合・年齢区分型	フランス	フランス	フランス
所管統合・保健福祉省担当型	スウェーデン	デンマーク	デンマーク
所管統合・教育省担当型	ソ連	英国・スウェーデン	
単一所管型	米国		英国

(図4 出典：網野武博・増田まゆみ・秋田喜代美ほか 2010「保育所、幼稚園、小学校の連携等に関する現状分析及び今後の展望に関する研究」東京家政大学生生活科学研究 所研究報告)

その状況に大きな変化がみられたのが、1990年代である。乳幼児期からの教育や生涯教育の重要性が強く指摘され、OECDなどによる乳幼児期の重要性に焦点を当てた発達の支援や就学前政策の重要性が指摘され、教育省担当型の幼保一元化の潮流は、英国、スウェーデンを筆頭に波及していった。

なお、最新の資料では、主な国々の中では、「所管分離・対象区分型」に該当する国は少なく、韓国も保育と教育との接近がすすみ、多くの国々が「所管統合・教育省担当型」「所管統合・保健福祉省担当型」「所管統合・年齢区分型」に該当しつつある。

2 日本の動向

(1) 幼保一体性の潮流

幼保一元化の潮流は、やがて日本にも様々に影響を及ぼしはじめ、また20世紀に入り出生数の低下や幼稚園の存続の不確定性等々の要素も加わって、かくも堅牢であった日本の幼保二元性に対する問い直しがすすみはじめた。2006年にいわゆる認定こども園法が成立し、その一つとして幼保一体性の性格を持つ幼保連携型認定こども園が創設された。この幼保一体性の意義、つまり日本で言えば幼稚園の機能と保育所の機能が一部拡大化され融合化されているという仕組みは、世界的にも稀なものであるといえるが、制度上は明らかに幼保一元化とは異なるところの幼保三元化であることに特徴がある。

幼保一元性への動きはなお続き、2012年子ども・子育て支援法並びに総合こども園法が国会に上程された。しかし、時の政局も絡み、総合こども園法は廃案となり、いわゆる認定こども園法の改正によって、幼保連携型認定こども園が、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の体系に組み込まれ、制度的には世界的にも稀な幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園という幼保三元化という状況を来し、今日に至っている。この状況は、今後しばらく分離の下での一体性を図るか、総合こども園構想のような統合の下での一元性を図るかを検討する岐路に立たされていると言える。

(2) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の行方

さて、私たちの近年の国際比較研究では、次頁の図のように、幼保一元化の動向はなお明らかにみられたが、しかし、幼保一元性に関する7項目のすべてが統合化されている国はない。とくに「保育専門職」が一元化されることは、至難である。日本に総合こども園が成立していたならば、それは幼保一元性の一つのモデルとなり得たであろう。しかし、その場合でも「保育専門職」の一元化、つまり幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有ではなく、独自の保育教諭免許状または資格に関する構想は全く含まれていなかった。保育教諭に関する5年間の特例措置は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭という制度定着を指向するものとなっている。

	法令	所管	保育施設	基準等	保育専門職	保育内容	保育科
スウェーデン	●	●	●	●	▲	●	●
ニュージーランド	●	●	×	●	▲	●	×
英国	×	●	×	×	×	●	●
フランス	×	△	△	△	▲	△	△
ドイツ	△	△	×	△	×	△	△
米国	△	△	×	△	×	△	△
韓国	×	×	×	×	×	×	×
シンガポール	×	×	×	×	×	×	×
日本							
保育所・幼稚園	×	×	×	×	×	×	×
総合こども園(仮称) 注: 現行制度では幼保連携 型認定こども園	●	●	●	●	▲	●	●

(●: 統合、▲: 一部統合、地方政府段階であり、×: 非統合)

図 国際的にみた幼保一元化の動向

(出典: 網野武博・増田まゆみ・秋田喜代美ほか 2012「保育所、幼稚園、小学校の連携等に関する現状分析及び今後の展望に関する研究 III」東京家政大学生生活科学研究所研究報告)

いわゆる認定こども園法の改正にあたって示された付帯決議の一つとして、幼稚園教諭と保育士の統合の検討の可能性も残ってはいる。しかし、現在そして今後も保育専門職の一元化はきわめて困難であり、その方向性については全く見通しが立っていない。

この状況を踏まえると、“養護と教育の一体性”、“教育と保育の一体性”という言葉は、制度上も実践上も今後しばらくは多用される可能性がある。

IV 今後の課題と展望

1 “養護と教育の一体性”の今日的意義

対概念としての「保育」と「教育」の対峙からはじまった“養護と教育の一体性”という用語は、幼保二元性を基盤とする制度や実践がもたらした概念であり、その後の「保育(養護と教育)」における教育的機能に関する関心と実践が深まり、そして近年の保育政策、保育界における多様な変化を経て、“幼保一体性”あるいは“教育と保育の一体性”という用語も重視されてきた経緯を辿っている。

保育所保育指針で記された「養護」と「教育」の定義を一体的にまとめると、たとえば、『子どもの生命の保持及び情緒の安定を図り、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助と関わり』という表現になる。子どもを中心に置き、子どもを尊ぶ保育の質を重視し、その向上を図る営みが常になされるとき、保育所における保育はまさにこのような状況が実現されていると言える。

その状況は、制度上はともかくとして、実践上、“幼保一体性”あるいは“教育と保育の一体性”という趣旨での“一体性”へのこだわりを超えることは言うまでもなく、“養護と教育の一体性”という言葉へのこだわりも超えていく可能性がある。何よりも保育所のみならず、幼稚園、幼保連携型認定こども園が、このような保育と教育を行うならば、それはまさに「保育施設」「基準・指針」「保育専門職」「保育内容・カリ

キュラム」が、実践上も制度上も一元化されている状況に限りなく近づいていく。

今後は、二元性(分離)の下での一体性を強化するか、総合こども園構想のような(統合)の下での一元性を図るかを検討する岐路に立たされる状況が到来する可能性がある。この点に関し、今後の展望について保育実践にあたっている方々と保育士養成の教育、研究に従事している方々との意見交換、意見集約等々の議論が高まっていくことを強く望みたい。

2 保育者養成と保育教諭に関する教育

幼保一元性を基盤とする総合こども園法は廃案となったが、政局が絡むことなく成立していた場合、その後の日本の保育・幼児教育は劇的な変化をもたらしていたであろう。それは、意図するとせざるにかかわらず、“養護と教育の一元性”は言うまでもなく、“教育と保育の一元性”、が基本的になされた状況で保育が営まれることとなる。保育所は基本的にすべて総合こども園に移行していたであろう。しかし、その場合でも、保育教諭の一元化がなされることは、上述したように至難を極めるであろう。まして、幼稚園の一部がこの制度に編入することがなければ、実質的に完全な幼保一元化はより遠いものとなったと考えられる。しかし、保育教諭の創設は、幼保一体性の下とは言え、日本における保育者のあり方について相当に影響を及ぼすものであり続ける。

その現状をみたとき、保育士、幼稚園教諭を養成する学校における「保育教諭」への関心は非常に低いと受け止めざるをえない。実際には、保育士と幼稚園教諭の養成そのものが、「保育教諭」と結びついているということ、また保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を取得して卒業する学生の割合もかなり高いということから、養成課程で特段に取り組む必要性は低いという受け止め方もあり得るであろう。

しかし、幼保連携型認定こども園の「保育教諭」は、“養護と教育の一体性”や“教育と保育の一体性”をまさしく実践している当事者に最も近い立場にある。幼保連携型認定こども園は、そのような保育を基盤としている。こども園の現実にかかわっていくと、多くの園は言うまでもなく、先駆的な園においてすら、保育所的文化・風土を土壌にした保育教諭と、幼稚園的文化・風土を土壌にした保育教諭との葛藤や相克という課題に、様々な場面で遭遇している。それは、教育と保育の並立性の姿であり、一体性の姿ではなく、保育教諭のアイデンティティの形成にはまだ相当な期間を必要とする状況がみられる。

保育者養成校とくに保育士養成校は、“養護と教育の一体性”をコアカリキュラムとして位置づけ、その教育体制を強化するにあたって、講義、演習、実習等の課程において「保育教諭」に関する教育の重要性を意識化し、実践していくことが必要ではないだろうか。

3 養護と教育の一体的展開と子どもの最善の利益を考慮する保育

本講演において“養護と教育の一体性”を目指す保育の実践に関して紹介した事例(Ⅱ-2-(1)-①:「保育ナビ」掲載事例、Ⅱ-2-(1)-②:第2段階における不適切な事例、Ⅱ-2-(2):ビデオ事例、Ⅱ-3-(1):「保育ナビ」の事例)は、子どもの最善の利益を考慮する保育を展開している典型的な事例でもある。子どもの最善の利益の定義、その理論や実践に関するアプローチは、残念ながらまだまだかなり限られている。わたしは、子どもの最善の利益を「子どもの生存、発達を最大限の範囲において確保するために必要なニーズが最優先されて充足されること」と定義し、ここで用いられている利益という言葉を、「当事者(この場合は子ども)の本質的なあるいは個々の具体的なニーズ・欲求が充たされ、その生存、成長・発達、自己実現が有利に展開されること」と定義してきた。(網野武博 2002 「児童福祉学:〈子ども主体〉への学際的アプローチ」中央法規出版)先にふれた指針の「養護」と「教育」の定義を一体的にまとめてみた文章は、子どもの最善の利益を考慮した保育の定義と全く連なっている。

保育所保育指針では、2000年の改訂・告示以後その重要性をとくに重視し、新指針でも第1章—1—(1)保育所の役割の所で、『保育所は、-----所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。』と記述されている。

ご承知のように、2016年6月に改正公布され、児童福祉法第1条及び第2条が、約70年ぶりに下記のように改められた。改正された理念のキーワードは、子どもの最善の利益、そして子どもの権利である。わたしは、この改正に伴って、新指針では子どもの最善の利益を考慮する保育に関して一層強化する内容が示されることを期待していた。しかし、先に引用した第1章総則のほかには、第5章職員の資質向上—1—(1)の記述は残されたものの、旧第6章保護者に対する支援の基本の第一に記されていた重要な基本事項は、新指針第4章子育て支援の基本的事項から削除されてしまい、また解説書の記述はかなり省略されたことを非常に残念に思っている一人である。

しかし、児童福祉法の理念を踏まえた保育の質は、子どもの最善の利益を顧慮した保育、しかも「養護」と「教育」の内容を一体的にまとめた文章の趣旨と非常に明瞭に重なっている。保育士養成にあたって、コアカリキュラム的視点からの教育が求められる“養護と教育の一体性”は、子どもの最善の利益を考慮する保育の典型としてとらえていくことを強く望みたい。